

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

|                   |                       |  |
|-------------------|-----------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 高島市<br>(252123)       |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 今津地域 井ノ口地区<br>( 井ノ口 ) |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年6月27日<br>(第1回)    |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

井ノ口地区には荒廃農地は無く、主に2経営体が大部分の面積を耕作している。自給的農家を含めたその他の農家の耕作地についても順次2経営体に集積していく見込みである。  
他集落からの入り作農家とは今後も意思疎通を図り井ノ口地区内の耕作地が適切に利用されるようにする。  
農業用施設の状況については、圃場整備から45年以上が過ぎ老朽化が進んでいる。特に用水路の全面的な更新が必要な状況であり、今津東部土地改良区が中心となり進めている用水路の改修事業の早期着工が望まれている。  
農業用機械の共同利用の状況については2経営体で農業用機械の共用が進んでいる。また作付品目や品種の調整が進み農作業の省力化を図っている。  
ただし、近年の急速な農業用機械・燃料・肥料・農薬の高騰が経営を圧迫しており、大きな問題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

高付加価値な農産物の生産と販路開拓が所得向上には必須である。井ノ口地区では有機農産物の栽培面積を拡大している。今後は輸出向けの水稻栽培も計画している。転作作物として麦・大豆の生産の省力化と多収技術を積極的に導入している。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 24.8 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 24.8 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 0.0 ha  |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                    |
| 継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。                                                    |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                    |
| 目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の賃借を進める。                                                                     |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                     |
| 助成金、融資等を利用し用排水路の維持管理を図る。                                                                            |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                |
| 2経営体を中心に、大学などの農業研修生を積極的に受け入れ、将来の雇用による農業従事者を確保・育成する機会とする。またそのために雇用就農資金を活用する。                         |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                 |
| 現在、畦畔の草刈り作業を外部委託しているので引き続き利用する。それ以外の播種、刈取り、乾燥調製の外部委託は費用増加を発生させるので補助金が無ければ利用拡大をせず、共助と工夫により地域内で内製化する。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                                 |                                             |                                         |                               |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等                | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨その他           |                               |

【選択した上記の取組方針】

- ①猿・鹿による獣害が拡大しないよう獣害防止柵の管理を徹底し、市と協議し駆除を求める。
- ②有機栽培・特別栽培の農産物を増産し販路拡大を積極的に図る。
- ③労働力の不足を補い農作業の省力化の為、農業用機械の自動化とAI機能を取入れた生育管理システムを導入する。
- ④収益力の向上のため、海外へ販路拡大を図る。
- ⑥地域内資源の有効活用をすすめ、肥料費の削減と土壌改良を図る。
- ⑧助成金、融資等を利用し用排水路の維持管理を図る。